



18春闘勝利!!

中央闘争ニュース

2018年3月29日

第 10 号

郵政ユニオン

中央闘争委員会

18春闘交渉を終了

各社「再回答」に進展なし

本部は対立点について新たに要求項目を

整理し、たたかいを継続

～第8回賃金交渉報告～

3月20日、郵政ユニオンは「3年連続のベアゼロ」、「処遇改善に前進なし」の会社回答に怒りを込め、11拠点19職場、68名によるストライキを実施。併せて全国各地で悪天候の中、約1000名が抗議・宣伝行動を展開、本社前集会には支援を含め150名が参加し成功を収めてきました。

このストライキの成功を背景に本部は27日、第8回交渉を開催しました。会社の再回答はこれまでの域を出ないものとなりました。

【会社再回答要旨】

今回の春闘ゾーンに関しては、一つは非正規社員の処遇改善が大きなテーマであった。会社としては限りある財源の中で正社員・期間雇用社員すべての処遇改善を行いたいとして一つひとつの労働条件の検討をしてきた。回答にも書いたとおり、2017年度、2018年度において一定の利益が見込めるようになってきたことを踏まえた上で、それぞれの労働条件の改善のために何ができるかをトータル的に会社として考えてきた結果、今春闘ゾーンで会社として出せる回答できるは全て示してきた。これ以上の回答は困難である。

この再回答に対して、本部はまず、交渉さなかの3月19日、「連結純利益」の上方修正が報道されたことを取り上げ、その中で会社からは「内部留保の充実とそれをベースにした株主への利益還元」が言われたが、労働者への分配・還元はなかったことを指摘、不誠実であると抗議と主張を行ないました。

この後、病気休暇等、何点かに渡って確認を行い、最終的に3点にわたって主張し、賃金交渉を終了としました。

(主張要旨、裏面)



【組合主張要旨】

第1に、3年連続で「ベアゼロ回答」であったことはたいへん残念でならない。2万円の賃金引き上げ要求額の根拠は、全国でとりくんだ春闘要求アンケートの集約結果に基づくものであり、会社として要求額の重みをもっと理解していただきたかった。

第7回賃金交渉が開催された3月19日には、2018年3月期の日本郵政連結純利益において、当初4,000億円から4,500億円に上方修正することが報道された。こうした明るい経営見通しがあるのであれば、交渉の場で明らかにすることが「誠実な交渉のあり方」であると考え。正式回答後に発表した今回の上方修正は、現場で日々頑張っている社員の努力に対し「ベア」という形で報いていこうという経営姿勢が感じられない。

東証一部上場企業において、売上高、総資産、資本合計とも上位にランクされている日本郵政が3年連続して「ベアゼロ」を行った影響は大きく、また、政府による賃上げ要請を3年連続して無視したことは、いまだ政府が約56%の株式を保持している公的企業において社会的責任を十分果たしていないと言わざるを得ない。

第二に、年間一時金について、日本郵政グループ社員の年間一時金は2010年4.3月支給だったものが、宅配便事業統合の失敗により翌2011年は3.0月となった。年間4.3月支給まで戻するのに7年を要した。経営陣の失敗により社員に大きな負担をかけてきたことを改めて、現経営陣として振り返っていただきたい。

2017年の人事院勧告は民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げて4.40月に改定され実施されてきた。こうした点からも、要求として掲げた4.4月は「高すぎる要求」ではない。

最後に、均等待遇要求について。会社から「非正規社員の処遇改善を行っていく必要がある」というのは会社も同じ認識。どういう形で処遇改善できるのかという視点で検討している」という考え方が明らかにされ、全般的にみれば従来にはなかった形で提案がされたが、正社員の年次有給休暇の発給日数見直し、一般職の住居手当の廃止、寒冷地手当等の見直し、年末年始勤務手当の年末部分の廃止と期間雇用社員に対する年始手当も支給、等といった「改善策」は、処遇改善につながらないを考える。処遇改善は、正社員の処遇を引き下げ低いところに合わせるものではなく、低く劣悪な労働条件に抑えられている非正規社員の処遇を引き上げていくべきだ。同一労働同一賃金をはじめ、均等待遇に向けた政府での論議と合わせ社会的にも注目と関心が寄せられていたなか、正社員の労働条件引き下げありきの「処遇改善」は、社会的責任を有している日本郵政グループとして、責任ある姿勢とは言えない。

2018年4月1日以降の賃金引き上げ要求について、要求との乖離は大きく、対立する部分が多く、甚だ不満であり、到底納得できるものではない。正規・非正規社員の処遇改善と、正社員登用のあり方、行き届いたサービスを提供する上での増員を含めた要員対策など、年間を通じて検討していくことを強く要請し、新賃金交渉を終了とする。